

質問回答書

令和4年6月10日

件名 用途地域等見直し市素案(案)説明会運営支援委託【緊急雇用創出事業】

番号	質問内容	回答
1	貸与品備品一覧のサイズ感・重量感をお知らせください。 1BOX 1t車の想定でよろしいでしょうか。	貸与品備品一覧に記載されている備品等については、スクリーンを除き、H325×W530×D366のコンテナボックス10箱程度には収まるため、1t車を御用意いただければ十分に運搬可能と考えます。 また、備品等を入れるためのコンテナボックスについても、本市で用意いたします。
2	一回当たりの搬入物の容量や重量をお教えいただきたいです。(資料などは全量5,000部ではなく会場の定員数+予備程度で良いか。またスクリーン、プロジェクターなどのサイズや、インカムなどの専用ケースの有無が不明のため。)	配布資料については、全16回で5000部程度を使用する予定ですので、必ずしも毎回5000部を運搬いただく必要はありません。 ※貸与品備品一覧に記載されているスクリーンは、「コクヨ KM-SM-100」です。
3	設営スタッフ撤去スタッフの人数をお知らせください。 受付スタッフの人数をお知らせください。	本契約は、労働者派遣契約ではないため、本市から人工の指定はできません。 参考として、過去に同規模の市民説明会を本市職員のみで実施した際の人員配置としては、設営・撤去に5～6人程度、受付業務には3～4人程度の職員を配置しました(設営・撤去への従事職員と受付業務従事職員は重複)。
4	設営撤去と受付の想定人数をお教えください。 ※類似業務の標準配置人数でも結構です。 (設営の作業ボリュームが不明なため。またお客様一人当たりの受付処理に必要な時間が分からなく、密回避のためにもスムーズな対応ができる設計を行うため。)	設営・撤去の作業ボリュームについては、仕様書の「説明会当日タイムスケジュール例」に記載のとおりですが、会場によって多少差があると考えています(据付の椅子があるかどうか等)。 受付での処理については、来場者の氏名・連絡先の記入、及び検温・消毒業務を行う予定です。 なお、「緊急雇用創出事業共通仕様書」に記載のとおり、本委託業務に従事する人員の5割以上を新規雇用者が占める必要があります。
5	土、日曜開催のスケジュール例には、12:00集合14:00説明会とありますが、3(3)の日時・会場等【予定】には、関内ホール 山内地区センター 南公会堂 18:30会場とあります。 どのようなことでしょうか。	関内ホール及び山内地区センターについては土曜日・日曜日での開催を予定しておりますので、仕様書の3(3)日時・会場等【予定】においても、13:30開場と記載しています。 南公会堂については、月曜日での開催を予定しておりますので、18:30開場と記載しています。

6	<p>設営作業の業務は、音響 照明 プロジェクター設定等の業務もありますか？ 各会場担当者は、音響照明の管理という認識でしょうか。</p>	<p>設営作業については、主に演台や受付の机等什器類・消耗品類の設営をお願いしたいと考えております。音響やプロジェクターの調整は、市職員が行います。 また、説明会中の音響・照明調整についても市職員が行いますので、受託者には、受付業務及び場内案内業務をお願いする予定です。</p>
7	<p>進行台本 舞台仕込み図 運営マニュアル 受付マニュアル等は、市で作成ですか。</p>	<p>台本、レイアウト、マニュアル類については、全て本市で作成いたしますので、受託者での作成は不要です。</p>
8	<p>会場打合せは、16箇所分あるということでしょうか。</p>	<p>現在、2施設からは事前の打ち合わせ不要の連絡をいただいておりますので、14箇所は会場打合せを実施する予定です。会場打合せは、説明会実施日の概ね1か月前の日程で、契約締結後に調整させていただきます。</p>
9	<p>新規に雇用する失業者等について、「失業状態等」であることを確認するために応募者に提出させる書類は写し(コピー)でも良いでしょうか。</p>	<p>応募者に提出させる書類は、写し(コピー)で問題ありません。</p>
10	<p>事業費に占める人件費及び雇用者数の割合について、人件費割合の目標7割以上とのことですが、貸与備品運搬業に配送サービスを利用した場合は、人件費に含まれない認識で良いでしょうか。</p>	<p>再委託先の人件費・雇用者数も「緊急雇用創出事業共通仕様書」で求めている割合の計算に含むことができます。 ただしその場合、人件費割合の計算のために、再委託先においても貸金台帳等の整備が必要となり、元請けの人件費+再委託先の人件費が総事業費の5割以上(目標7割以上)となるように確認する必要があります。 加えて、再委託先の人員を「新規雇用失業者等」として計算する場合は、「緊急雇用創出事業共通仕様書」の「1 新規に雇用する失業者等について」で求めている書類の確認等が必要となります。</p>